

農業に参入したい（企業）

県では、市町村等と連携しながら、地域の新たな担い手として期待している企業の農業参入をお手伝いしています。

1 農業経営を行いたい

①農地を使用する場合

◆今の法人形態のままで農業に参入

法人が農地法等の許可を受けて、農地を借り入れることは可能です。ただし、農地所有適格法人以外の法人が農地を借り入れる場合は、以下の要件を満たす必要があります。

なお、農地所有適格法人以外の法人が農地を買い入れることはできません。

- ・ 貸借契約に解除条件が付されていること。
- ・ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと。
- ・ 役員又は重要な使用人のうち、1人以上が耕作等に常時従事すること。

◆農地所有適格法人等を設立して農業に参入

農地所有適格法人であれば、農地を買い入れることも可能です。

※農地の権利取得に必要な基本的な要件（個人と共通）

- ・ 農地の全てを効率的に利用すること。
- ・ 周辺の農地利用に支障がないこと。

なお、個人の場合は、上記に加え、必要な農作業に常時従事することが必要です。

②農地を使用しない場合

農地を使用しないで、例えば、肉用牛の肥育、養豚、養鶏、非農地での養液栽培等を行うことは可能です。また、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地を使用していないので、農地法の制限はありません。

2 農作業の受託を行いたい

農作業の受託、例えば、水稻の場合は耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀等、麦・大豆の場合は耕起・整地、播種、収穫等の農作業を農業者から受託することは、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地法の制限はありません。

3 宮城県の農業参入に係る支援制度

○みやぎ大規模施設園芸立地奨励金(園芸推進課)

事業実施主体	内 容	補助率
県内に大規模園芸施設(太陽光利用型・完全人工光型)を新設又は増設する農業法人	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に大規模園芸施設(太陽光利用型・完全人工光型)を新設又は増設する農業法人に対して、投下固定資産額及び新規雇用者に応じて、奨励金を交付するもの。 <p>【事業要件】</p> <p>次の要件をすべて満たすことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模園芸施設の施設面積が、新設の場合、太陽光利用型で10,000㎡以上、完全人工光型で1,000㎡以上であること。増設の場合、太陽光利用型で5,000㎡以上、完全人工光型で1,000㎡以上であること。 ・投下固定資産額が、新設の場合5億円以上、増設の場合2億円以上であること。 ・新規雇用者が、新設の場合、正社員1人以上かつパートタイム労働者10人以上、増設の場合、パートタイム労働者5人以上であること。 	<p>交付額＝投下固定資産額×(基礎交付最大8%＋加算最大2%)</p> <p>補助上限2億円</p>

○上記奨励金以外にも、施設・機械等の整備に係る補助金はありますので、他ページを参照ください。

問い合わせ先・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班 e-mail:nosinp@pref.miyagi.lg.jp 電話:022-211-2833
- ・宮城県農政部園芸推進課先進的園芸推進班 e-mail:enegi-senshin@pref.miyagi.lg.jp 電話:022-211-2723
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階
- ・(一社)宮城県農業会議
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階 電話:022-275-9164
- ・各地方振興事務所農業振興部調整指導班、北部地方振興事務所栗原地域事務所地域調整班、東部地方振興事務所登米地域事務所地域調整班、気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班